

公正取引委員会業務継続計画
(新型インフルエンザ等対応)

令和7年3月
公正取引委員会

(平成22年10月20日)

事務総長通達第14号

改正 平成28年12月12日 事務総長通達第14号
平成31年 3月29日 事務総長通達第 4号
令和 6年 3月29日 事務総長通達第 1号
令和 7年 3月31日 事務総長通達第 6号

目次

第1	本計画の背景、基本方針等	3
1	背景.....	3
2	基本方針	3
(1)	国民生活への影響の回避	3
(2)	業務継続のための体制整備	4
(3)	職員等の健康確保	4
3	本計画の適用範囲.....	4
4	公正取引委員会業務継続計画との関係.....	4
第2	想定される被害及び社会・経済状況.....	5
第3	新型インフルエンザ等発生時に遂行すべき業務	5
1	強化・拡充業務	6
2	一般継続業務	7
3	縮小・中断すべき業務	7
第4	本計画の遂行体制等	8
1	感染症対策本部	8
2	決裁の代行等	9
第5	本計画に基づく対応	9
1	準備期に行うべき新型インフルエンザ等対策に関する業務	9

2	本計画発動後の対応	10
3	発生時継続業務の遂行	11
4	通常体制への復帰.....	12
第6	感染対策の検討・実施	12
1	平時における感染対策の検討.....	12
2	発生時における感染対策.....	13
(1)	一般的な留意事項	13
(2)	職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）	13
(3)	職員の健康状態の確認等	14
(4)	庁舎内で職員が発症した場合の対処	14
(5)	海外勤務する職員等への対応	15
第7	業務継続計画の維持、管理等.....	15
1	関係機関等との調整	15
2	本計画の公表	15
3	職員に対する教育、訓練等	15
(1)	職員に対する本計画の周知及び教育	15
(2)	本計画に基づく訓練	16
4	本計画の点検及び見直し.....	16

第1 本計画の背景、基本方針等

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害及びこれに伴う社会的・経済的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

このため、政府においては、対策会議を設置して新型インフルエンザへの対策を検討しており、平成21年8月には、各府省における新型インフルエンザ発生時の業務継続計画の策定支援を目的とした「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その後、所要の改定を行っている。

本計画は、新型インフルエンザ等発生時において、公正取引委員会がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、採るべき措置等を示すものである。

2 基本方針

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等を運用することにより、公正かつ自由な競争の促進を通じて我が国経済の発展を促進することを任務としており、新型インフルエンザ等発生時であっても、この任務を達成するため、必要な業務を継続する必要がある。

また、本計画は、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として、以下の方針に基づいて、新型インフルエンザ等対応業務継続計画を策定する。

(1) 国民生活への影響の回避

新型インフルエンザ等発生時においても、公正取引委員会の業務の停滞によって国民生活に影響を及ぼすことがないように、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）及び最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能

に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。また、強化・拡充業務と一般継続業務を総称して「発生時継続業務」という。）を継続するとともに、発生時継続業務以外の業務の早期回復を図る。

(2) 業務継続のための体制整備

新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を継続するための体制等を整備し、行政機関としての機能を維持する。

(3) 職員等の健康確保

公正取引委員会職員及び来庁者（以下総称して「職員等」という。）の感染を予防し、健康を確保する。

3 本計画の適用範囲

本計画は、公正取引委員会及び公正取引委員会事務総局（以下「本局」という。）並びに地方事務所・支所に適用されるものとし、本局及び地方事務所・支所ごとに個別の事情がある場合には、別途、本計画の運用細則を定めるものとする。

4 公正取引委員会業務継続計画との関係

公正取引委員会では、「公正取引委員会業務継続計画（平成26年事務総長通達第11号）」を策定し、首都直下地震が発生した場合における業務継続の在り方、職員の安全確保のための措置等について規定している。

新型インフルエンザ等対策についても、首都直下地震対策と同じく非常時のためのものであることから、一つの業務継続計画においてそれぞれの対策をまとめて規定する方法も考えられるが、**表1**のとおり、被害の態様、採るべき対応等が相当異なることなどから、新型インフルエンザ等に係る業務継続計画を個別に策定するものとする。

なお、新型インフルエンザ等発生時においても、地震その他の災害が発生する可能性があることから、複数の災害が同時に発生した場合における業務継続の在り方等について、公正取引委員会業務継続計画の見直しを含め、今後、検討していくものとする。

表1 首都直下地震による被害と新型インフルエンザ等による被害の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	できる限り業務の継続・早期復旧を図る。	感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）。	被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）。
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能。	病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響

		予測が困難。
災害発生と 被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ・主に兆候がなく突発する。 ・被害規模は事後の制御不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ・被害規模は感染対策により左右される。

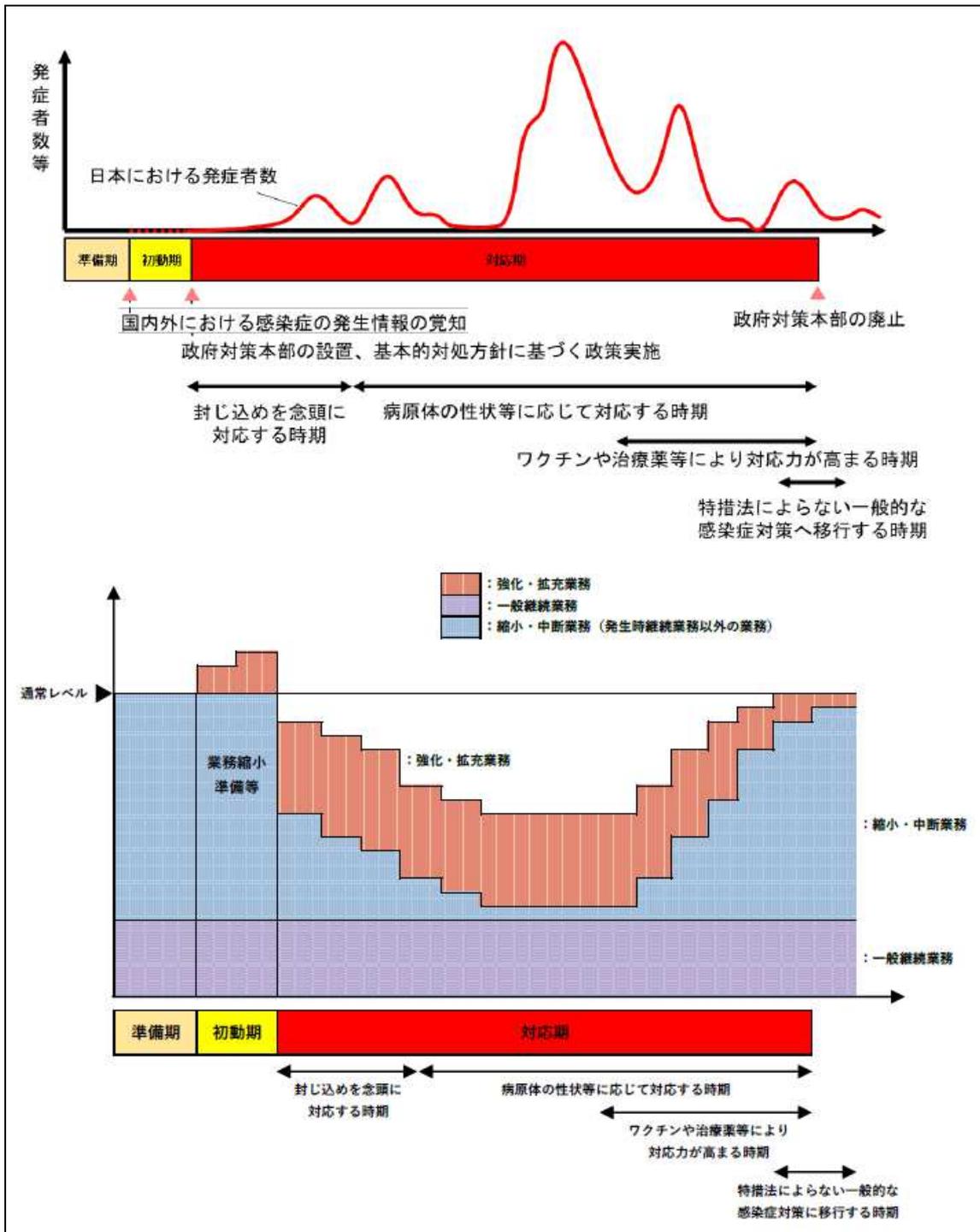
第2 想定される被害及び社会・経済状況

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命、健康、社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、各府省等において業務継続計画を策定する際には、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられる。

第3 新型インフルエンザ等発生時に遂行すべき業務

新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ、強化・拡充業務を規定し、新型インフルエンザ等発生時には、強化・拡充業務と一般継続業務を合わせた発生時継続業務を確実に遂行するものとする。なお、新型インフルエンザ等発生後の状況により必要と認められる場合には、適宜、発生時継続業務の内容を変更するものとする。

＜参考＞新型インフルエンザ等発生時の事業量の変化（イメージ）



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

出典：ガイドライン

1 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものであって、具体的には、庁舎内等での新型インフルエンザ等の感染を防止し、職員等の生命・健康を守るための業務をいう。主なものは表2に掲げるとおりであり、担当課室等は、新型インフルエンザ等発生時には、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）に基づき設置される感染症対策本部（以下「感染症対策本部」という。）の指示の下で、政府行動計画で示されて

いる時期区分に応じて、その都度必要となる業務を行うものとする。

なお、人事異動、組織変更等により強化・拡充業務の内容に変更が生じた場合には、速やかに内容を見直すこととする。

表 2 主な強化・拡充業務

業務内容	担当課室等
新型インフルエンザ等に関する情報の収集、分析及び職員等への周知	官房総務課、人事課 各地方事務所・支所
新型インフルエンザ等対策用物品の調達及び支給	人事課 各地方事務所・支所
政府、関係機関等との連絡等	官房総務課、人事課 各地方事務所・支所
庁舎内における感染予防策の徹底（感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）	人事課 各地方事務所・支所
職員（外国に赴任している者、外国に出張している者等を含む。）及び同居者の感染状況の把握	人事課 各地方事務所・支所
新型インフルエンザ等発生時における公正取引委員会の対応についての広報	官房総務課 各地方事務所・支所

2 一般継続業務

公正取引委員会の所掌業務のうち次に掲げるものは基本的には一般継続業務と位置付けられる。

ただし、新型インフルエンザ等発生時においては、可能な限り業務量を縮小するため、作業や手続の簡素化を図る必要がある。また、基本的には一般継続業務と位置付けられる業務であっても、新型インフルエンザ等発生後の刻々と変化する状況等を勘案し、その緊急性及び必要性を検討した結果、早急な対応が必要でないと判断されるものについては、対応を縮小又は中断し、必要な業務に人員等を振り向けるものとする。

- ① 独占禁止法違反被疑事件の審査及び措置
- ② 独占禁止法第4章に規定する株式取得、合併等に関する業務
- ③ 下請代金支払遅延等防止法違反被疑事件の調査及び措置
- ④ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律違反被疑事件の調査及び措置
- ⑤ 消費税の転嫁拒否等の行為に対する調査及び措置
- ⑥ 公正取引委員会の所管法令に関する相談・申告対応業務
- ⑦ 不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく公正競争規約の認定に関する業務並びに景品表示法違反事件の調査
- ⑧ その他公正取引委員会の機能を維持するために必要な業務（予算、決算、機構、定員、情報システム、契約、支払、庁舎管理、広報、給与、厚生等に関する業務及び国会関連業務）

3 縮小・中断すべき業務

前記1に記載した強化・拡充業務及び前記2に記載した一般継続業務のうち早急な対応が必要とされたもの以外の業務については縮小・中断業務として、官房総務課が全体の調整を行って取りまとめた上で、LAN掲示板に本計画とともに掲示して職員に周知し、これら業務の内容を認

識させる。

また、公正取引委員会ホームページにおいて本計画とともに公表し、国民、事業者等に対し一般継続業務及び縮小・中断業務の内容を明らかにするものとする。

一般継続業務及び縮小・中断業務の選別に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 原則として、公正取引委員会事務総局事務分掌規程（平成8年事務総長通達第1号）に規定されている業務に基づいて選別すること。ただし、同規程に規定されている業務に基づいて選別することが適切でない場合にはこの限りではない。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時においても真に継続する必要がある業務に資源を集中するために、また、業務を遂行する際には感染対策を講じていても何らかの感染の危険を伴うと想定されることから、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- (3) 一般継続業務に係る責任者である課室長等は、準備段階も含め、その業務が確実かつ適切に実施されるよう主体的に行動すること。
- (4) 感染拡大を防止するため、会議、説明会等の開催については、原則として縮小・中断業務に分類し、可能であればインターネット、電子メール等の代替手段を活用すること。なお、やむを得ず開催する場合には、出席者の限定、会場での消毒、飛沫感染対策等の措置を採ること。
- (5) 一般継続業務については、平常時における担当職員が出勤できない場合に、他の職員がその業務の内容を把握していないなどの理由により代行することができないという事態が生じないように、できるだけ、平常時において情報を共有するなどして代行可能なようにしておくこと。
- (6) 発生時継続業務については、その特性を考慮し、可能なものについては、発生段階ごとの業務水準の目標を設定すること。
- (7) 一般継続業務に位置付けられないとしても、平常時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めること。
- (8) 人事異動、組織変更等により一般継続業務又は縮小・中断業務の内容に変更が生じた場合には、速やかに内容を見直すこと。

第4 本計画の遂行体制等

新型インフルエンザ等発生時の業務継続の体制について、以下のとおり定める。

1 感染症対策本部

政府は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等を行うこととされている。そして、各府省等は、政府行動計画に示されている時期区分（発生前の段階（準備期）、国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）、国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）、国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）、その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期））に応じた対応が求められる。

公正取引委員会においては、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）に基づき、新型インフルエンザ等の感染症の拡大時等において、官房総括審議官を本部長とする

感染症対策本部を設置し、感染症対策本部において、感染症の拡大時等において行うべき業務を統括・指揮し、また、人事課企画官（厚生管理担当）を事務局長とする感染症対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置し、感染症対策本部の指示の下で、感染症の拡大時等において行うべき業務を遂行することとしている。よって、国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）で感染症対策本部及び事務局を設置し、さらに、国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）で本計画を発動する。感染症対策本部は、国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）に達した段階で、強化・拡充業務の遂行について統括・指揮するとともに、関係課室等と協議するなどして早急な対応が必要な一般継続業務の絞り込みを行うこととする。また、人員体制等を定める際には、厚生労働省へ応援職員を派遣する必要があることに留意することとする。

なお、地方事務所・支所が所在する地域又はその周辺地域において新型インフルエンザ等が発生した場合には、地方事務所長・支所長を事務局長、総務課職員等を構成員とする事務局を設置し、感染症対策本部の指示の下で、感染症の拡大時等において行うべき業務を遂行するものとする。

2 決裁の代行等

発生時継続業務に該当する各業務の決裁権者が新型インフルエンザ等に感染するなどし、欠勤等した場合には、公正取引委員会文書決裁規程（平成24年3月30日公正取引委員会訓令第1号）第15条の規定により代理の者が決裁を代行することができる。

なお、後記第5の3(7)のとおり、決裁代行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を代行する場合には、事前及び事後に、電話、電子メール等により、欠勤している正規の決裁権者に上程・報告する必要がある。また、後記第5の3(8)のとおり、決裁権者及び決裁代行者がともに勤務できない場合であって緊急を要するときは、感染症対策本部の指示の下で、人事課から他の適当な職員に対して事務取扱いの発令を行うなどして対応する。

ア 決裁を代行する条件、原状復帰する条件

イ 決裁代行の対象とする業務の内容・権限の範囲

ウ 決裁権者と決裁代行者の情報共有（引継ぎ等）の方法

第5 本計画に基づく対応

1 準備期に行うべき新型インフルエンザ等対策に関する業務

準備期においては、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対応できるようにするため、原則として表3に掲げる業務を行うものとする。

表3 準備期における新型インフルエンザ等対策

対策の内容	担当課室等
・新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び周知	官房総務課、人事課
・新型インフルエンザ等の感染予防対策 ・新型インフルエンザ等発生時等に必要となる物品・サービスの備蓄及び確保（注1）	人事課 地方事務所・支所総務課
新型インフルエンザ等対策業務の立案	人事課 地方事務所・支所総務課

注1 新型インフルエンザ等発生時等に必要となる物品・サービスについては、ガイドラインの参考4「備蓄品リスト」及び参考5「業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト」のうち必要なものを選定し、人事課及び地方事務所・支所において調達・管理するものとする。

2 本計画発動後の対応

職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合等における対応は以下のとおりとする。

- (1) 職員又は職員の同居者が新型インフルエンザ等に感染した場合等の人事制度上の取扱いは、**表4**のとおりである。

表4 職員の症状別対応、人事制度上の取扱い等について

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動等	職員の対応及び人事制度上の取扱い(注2)	備考(法令上の規定、政府行動計画等の記述)
新型インフルエンザ等様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養 (検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請)	病気休暇取得 ※新型インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得(症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。)	感染症法第19条に基づき、都道府県が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請(検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機要請)。
新型インフルエンザ等様症状なし(注3)	患者との濃厚接触あり(濃厚接触者)(検疫時においては発生国・地域の滞在歴を含む。)	外出自粛(検疫時においては健康監視停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請)	特別休暇取得	感染症法第44条の3、都道府県等が外出自粛要請(検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請)。
		学校・社会福祉施設等(保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設)の休業等への対応	年次休暇取得等(注4) 職務命令によるテレワーク又は在宅勤務(以下「テレワーク等」という。)	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法45条第2項に基づき、都道府県が要請。

出典：ガイドライン

注2 休暇取得の要件等については、人事課給与係に確認すること。

注3 新型インフルエンザ等様症状がない人は、状況に応じテレワーク等を命じることも可能と考えられる。テレワーク等の要件等については人事課総括係に確認すること。

注4 家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業等や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による)のため、出勤が困難となる者については、年次休暇、育児休業又は介護休暇の取得が考えられるが、テレワーク等を命ずることも可能であり、要件等については、人事課総括係に確認すること。

- (2) 職員又は職員の同居者が新型インフルエンザ等に感染した場合には、当該職員は、速やかに

所属する課室等の庶務担当に連絡する。連絡を受けた課室等の庶務担当は、速やかに、事務局員である人事課総括係（人事課総括係が不在の場合には人事課厚生・共済係、人事課人事第一係又は人事第二係。以下同じ。）に、感染した職員の氏名、発症日時、症状、医療機関の受診の有無等を報告する。人事課総括係は、受け付けた情報を集約し、必要に応じて、職員の感染状況等の感染拡大防止のための情報として、LAN掲示板に掲示するなどして周知するものとする。

- (3) 感染症対策本部本部長、事務局長、事務局員職員が新型インフルエンザ等に感染した場合には、速やかに、事務局に連絡し、自宅で療養し、業務を行える状態である場合にはテレワーク等により、感染症対策本部としての業務等を行う。感染症対策本部長、事務局長が入院等により自宅で業務を遂行できない場合には、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）の規定により代理の者が業務遂行等を行う。
- (4) 感染症対策本部は、新型インフルエンザ様症状（注5）があるために入院した職員については、入院期間中及び退院後に新型インフルエンザ等への感染が原因で出勤できない期間について、病気休暇を取得するよう指示する。また、新型インフルエンザ様症状があるにもかかわらず入院措置がなされない職員については、医療機関での受診及び外出自粛を指示するとともに、新型インフルエンザ等への感染が原因で出勤できない期間について、病気休暇を取得するよう指示するものとする。

（注5）「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合には、厚生労働省からその症状を速やかに公表されることとされている。

- (5) 新型インフルエンザ等は、感染から発症までに潜伏期間があると想定されることから、発症していなくても、発症している同居者がいる職員、庁舎内等で患者と対面で会話等の接触があった職員等については、濃厚接触者として、都道府県（保健所）等から外出自粛要請がなされることとなる。その場合には、当該職員に対して、外出自粛を指示するとともに、外出自粛を要請された期間について特別休暇の取得を認めるものとする。
- (6) 来庁者の感染が発覚した場合には、必要に応じて、マスクなどを配布し、直ちに帰社、帰宅等を促す。ただし、やむを得ない場合には、執務室内から退出させ、面会場所を執務室以外にし、必要最小限の者で対応するなど、感染拡大の防止に努める。
また、直ちに帰社等させることにより各種届出、契約の履行等ができなかった場合等には、事業者等の便宜を図るため、弾力的運用を行うよう努める。

3 発生時継続業務の遂行

本計画発動後は、前記第4で定めた発生時継続業務の遂行体制により、前記第3で定めた発生時継続業務を遂行する。

なお、発生時継続業務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 初動期には、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えることとする。

封じ込めを念頭に対応する時期には、強力なまん延防止対策を行うことが想定されるため、

感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らすこととする。

病原体の性状等に応じて対応する時期には、感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続することとする。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討することとする。

- (2) 新型インフルエンザ等発生時には、事業者における事業活動が縮小・停滞する可能性があることから、感染症対策本部は、各課室等に対し、可能である場合には公正取引委員会が所管する諸制度を弾力的に運用するよう指示し、事業者の便宜を図るものとする。
- (3) 感染機会を減少させるため、感染症対策本部は、縮小・中断業務を含め、テレワーク等での遂行が可能なものについては、テレワーク等による勤務を積極的に導入するよう検討するものとする。

また、職員の通勤時における感染リスクを低減するため、フレックスタイム制、早出遅出出勤、交代での勤務、自転車・徒歩等による出勤についても感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を感染症対策本部において行うこととする。

- (4) 発生時継続業務の決裁権者は、公正取引委員会における意思決定が滞らないようにするため、できるだけ感染の機会を避けること。
- (5) 決裁権者の同居者が発症した場合には、当該決裁権者は濃厚接触者として出勤を自粛することとなるが、テレワーク等により業務の遂行が可能である場合には、決裁代行者には業務を引き継がず、自ら決裁を行うこと。
- (6) 出張を伴う発生時継続業務については、業務の重要性、公共交通機関を利用することによる感染の危険等を勘案の上で、遂行するか中止するかを判断すること。ただし、出張先等において新型インフルエンザ等の感染が拡大している場合には、当該業務を中止すること。
- (7) 新型インフルエンザ等発生時における発生時継続業務の遂行中は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染症対策本部は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮すること。

4 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

第6 感染対策の検討・実施

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から開始するものを含め、検討を行うこととする。

1 平時における感染対策の検討

- (1) 職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、必要に応じ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討していくこととする。

ア 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を

検討する。

イ 多数の者と接触する機会のある課室においては、特に感染対策を充実させる必要がある。訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。

(2) 感染対策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者がいる場合を想定し、必要に応じ、以下のような対応措置を検討していくこととする。

ア 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決める。

イ 個人防護具や消毒薬等を備蓄する。

2 発生時における感染対策

以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁のホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合においてどのような対策を行うかについては、その都度、感染症対策本部から職員に周知するものとする。

(1) 一般的な留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

ア 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。

イ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。

ウ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

ア 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。

(ア) 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。

(イ) 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

イ 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂ センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

(ア) 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。

(イ) 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。

(ウ) 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※ 上記ア及びイの感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

(3) 職員の健康状態の確認等

欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

(4) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

ア 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

イ 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

(職員の同居者等が発症した場合の対処)

ウ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。

エ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があるため、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。

オ また、特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワーク等の実施が必要になる可能性があることに配慮する。

(5) 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、各府省等は、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

ア 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。

ウ 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

(参考) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。

ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

第7 業務継続計画の維持、管理等

1 関係機関等との調整

関係機関、事業者等の新型インフルエンザ等対応事業継続計画、各国政府の新型インフルエンザ等対応行動計画等を把握し、それらを念頭に置き、発生時継続業務の遂行上、他府省、関係機関等との連携が必要である場合には、感染症対策本部事務局員である人事課総括係が積極的に調整を行うものとする。

2 本計画の公表

本計画の概要を公表し、国民、事業者等に対して新型インフルエンザ等発生時における発生時継続業務及び縮小・中断業務を周知し、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ない可能性があることについて理解を求める。

3 職員に対する教育、訓練等

(1) 職員に対する本計画の周知及び教育

ア 本計画を全職員の閲覧に供し、各職員に、新型インフルエンザ等発生時における自らの役割、採るべき対応について認識させる。特に、発生時継続業務を担当することとなる職員は、

自らの役割の重要性を十分に認識し、新型インフルエンザ等発生時には適切に業務を遂行できるよう心がけるとともに、人事異動の際には、後任者に対し確実に引継ぎを行うものとする。

イ 発生時継続業務を担当することとなる職員に対し、必要に応じて本計画に関する説明会を開催し、それぞれの役割について教育する。

ウ 発生時継続業務のうち一定の専門知識が要求される業務については、対応マニュアルの整備等により、担当者の資質向上に努める。

(2) 本計画に基づく訓練

新型インフルエンザ等発生時における本計画の実効性を高めるため、必要に応じて、次に掲げる訓練等を実施するものとする。

ア 公正取引委員会全体の課題の分析を行うために、欠勤率が高まった場合を想定し、一定割合の欠勤者を指定した上で、役割分担の確認訓練を実施する。

イ 庁舎内の清掃・消毒を担当する職員、不特定多数の者と接触しなければならない業務を遂行する職員等については、感染の危険が高く、適切な方法により清掃・消毒を行い、また、有効な感染予防策を講じることが必要であることから、これらの職員を対象とした訓練を行う。

4 本計画の点検及び見直し

本計画は、今後、公正取引委員会の組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更等の改正事由が生じた場合には、速やかに改正するほか、適宜、内容の適否について点検を行い、課題が明らかになった等の場合には、所要の改正を行い、業務継続力の向上を図るものとする。

以上